

かながわの風 5 2014.Autumn

編集・発行  公益社団法人神奈川県社会福祉士会 <http://www.kacsw.or.jp>

実践発表大会にむけて

公益社団法人神奈川県社会福祉士会
副会長 山崎 智美

社会福祉士の資格ができて四半世紀が経過します。それでも未だに“社会福祉士”って何をする人?“社会福祉士”に何を相談したらいいの?と聞かれます。とても寂しい気持ちになるのと同時に、私たちは周囲の人々に“社会福祉士”という仕事についてきちんと説明してきただろうかと自問自答します。社会福祉士は人々の生活を支える仕事です。社会が変わり、人々の暮らしが変われば、生じる生活課題も変化します。私たち社会福祉士が生活に密着した仕事であればあるほど、時代の流れにあわせた変化が求められ、社会福祉士って?という周囲の人の疑問も膨らんでいくような気がしています。

2012年日本社会福祉士会の生涯研修制度がリニューアルされ、制度の創設とあわせて、新基礎研修がスタートしました。社会福祉士を取得してからの3年間で専門職としての基礎固めをしましょうというコンセプトがあります。この研修の中では、社会福祉士の専門性について考えたり、専門職として根拠のある支援が行えるようになるための知識や技術を積み上げていきます。そして専門職である以上、たとえ活動場所が多岐にわたっていても、同じ“社会福祉士”という資格を持つものとして求められる基礎知識や援助技術が存在します。これらの知識や技術を持っているだけでは専門職としての存在意義は不十分で、第三者の人に、自分が何をする人なのかを伝え、自分が持っている知識や技術が伝えられてこそ、存在感が明確になるわけです。このことが第三者の人へ、専門職として存在感の理解を得ることにつながります。

私たちは日頃、社会福祉士として活動しているわけですが、その活動場面や、活動内容を周囲の人々

に伝える機会は限られています。特に福祉施設の中で行われている支援場面や、面接室、一対一で行われている活動場面では、どのような支援を行ってどのような結果につながっているか、支援によって人々の暮らしがどう変わっていくか、閉鎖的空間で行われている活動は特に伝わりにくいものです。日ごろ伝えにくい活動を見る形にするのが、実践の報告の場となります。

実践発表大会の場は、社会福祉士が日ごろどんな活動をしているか、専門職としてどのような実践をしているか、周囲の人に知らせる数少ないチャンスの場であるといえます。県士会では一年に一回、実践発表大会を開催しています。日頃“社会福祉士”として行っている実践活動を生の声として伝える機会です。社会福祉士として活動している人に限らず、社会福祉士ってどんな人、何をしてくれる人などなど、社会福祉士をよく知らない人にも実践発表を聞いていただくことで社会福祉士ってこんなこともしてくれるんだ、こんな活動をしていたんだ、など知つていただければと考えています。

今年度は2015年2月21日(土)に開催の予定です。これから演題の募集等も行っていきます。こんな分野の実践について聞いてみたい、自分の身近でこんな実践が行われているので取り上げてほしいなどありましたら、ぜひ県士会までお知らせください。みなさんのご参加お待ちしております。

CONTENTS

- 02 スクールソーシャルワーカー
—学校をベースにしたソーシャルワーク実践
- 04 「被災地視察ツアー」報告
- 05 理事会報告
- 06 事業所紹介 横浜市西部児童相談所
- 07 あなたの街の社会福祉士 湘南西支部

スクールソーシャルワーカー

—学校をベースにしたソーシャルワーク実践



神奈川県教育委員会

スクールソーシャルワーカー 横井 葉子

1 スクールソーシャルワーカー活用事業

8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が公表されました。その中で、「学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進する」ことが謳われ、方策の一つとして「教育と福祉をつなぐスクールソーシャルワーカーの配置拡充」が掲げられています。平成27年度概算要求で13.2億円、現在の約1500人から5年後には約1万人に増員をはかっていくとありますので、大幅な拡充です^{注1)}。

ここでいう「スクールソーシャルワーカー」とは、文部科学省の国庫補助事業である「スクールソーシャルワーカー活用事業」によって、都道府県、指定都市、中核市の教育委員会に配置されているスクールソーシャルワーカーを指しています。文部科学省は、2008年からこの事業によってソーシャルワーカーを教育現場に導入するようになりました。不登校や暴力行為、児童虐待などが増加を続け^{注2)}、解決のために多職種連携を伴うエコロジカルなアプローチが必要との認識が背景にあつたようです。文部科学省の教員向けの生徒指導の手引き書には「学校はスクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒の様々な情報を整理統合し、アセスメント、プランニングをした上で、教職員がチームで問題を抱えた児童生徒の支援をすることが重要」と書かれています^{注3)}。

スクールソーシャルワーカーは100年前のアメリカ都市部の貧困地区における不就学・長期欠席問題への対策に起源を持ちますが、日本では文部科学省の事業に先行してスクールソーシャルワーカーを配置する地方自治体は数えるほどしかありませんでした。しかし、2008年以降スクールソーシャルワーカー活用事業を実施する自治体が全国に広がり、2012年度は69自治体が事業を実施、2013年度で1008人のスクールソーシャルワーカーが配置されています^{注4)}。ニーズがあるとわ

かるにつれて、市町村などでも独自の予算でスクールソーシャルワーカーを配置する所が次々と出てきました。(このほか、私立の学校でもスクールソーシャルワーカーを置く所があります。また、大学への配置の必要性もいわれています。)

昨年度施行となつたいじめ防止対策推進法のもとでは、学校が設置を義務付けられたいじめ防止推進組織に「心理や福祉の専門家」を入れて、実効的ないじめの問題解決をはかるようにとの基本方針が国から示されています^{注5)}。

2 スクールソーシャルワーカーの仕事

スクールソーシャルワーカーの配置形態には、特定の学校又は学区を拠点にして活動する「配置型」と、教育委員会などを拠点として、学校からの要請に応じて派遣される「派遣型」があります。職務内容として、文部科学省は次の5つを示しています^{注6)}。

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員への研修活動

これらを見ると、子ども・保護者の直接的な相談だけでなく、校内・校外の支援チーム構築のための支援が求められていることがわかります。チーム構築に際してはケース会議の開催を支援します。また、学校と関係者の橋渡しや仲立ちをします。そして、バラバラの課題を皆で整理して、個別支援のサイクルに乗せていくます。

スクールソーシャルワーカーの対象は、本来は学校のすべての子どもだといわれますが、私の場合は市町村立の小中学校が対象です。扱う課題は多様です。(ただし、扱う課題を意図的に教育委員会が限定する場合がある

ようです。）代表的なのは児童虐待やネグレクト、DV、ひとり親、社会的擁護、非行などの子ども家庭福祉の課題と、親の低所得や生活保護申請など所得保障の課題、子どもや親の障害や疾病です（障害の中では発達障害、気分障害、不安障害などの精神保健福祉の課題が多いと感じます）。これらに加えて、外国籍や移民の子ども、性同一性障害、被災地からの転入生など、マイノリティーへの支援を求められるときがあります。不登校、いじめ、暴力行為の背景を見ていくと、多くの場合、以上のような課題が複合しており、当事者の意向を尊重しながら順序立てて課題解決に向けた支援を継続する必要のあることがわかってきます。（したがって、潜在する課題を発見して取組みにつなげたり、その仕組みを作ったりすることも大切です。）そのようにして、学校社会からも地域社会からも孤立してしまう子ども・家庭をなくしていくことがスクールソーシャルワーカーの役割なのかもしれません。

3 他領域のソーシャルワークとくらべて

スクールソーシャルワーカーになって6年目になりますが、「ソーシャルワークの定義」や「倫理綱領」を拠り所とする点でも、支援プロセスもアプローチも、他の領域のソーシャルワークと大きく変わらないと感じています。ただ、学校をベースとしているために、教育の原理や法令、教育行政や学校組織の仕組みなどを理解していないと役割を果たせない点が特徴だと思います。また、組織の一員として教員の持つ文化に悩み（しかし第三者としての視点は保ちながら）、ソーシャルワークとはどのようなものかを示しつつ教員とパートナーシップを築いて協働しなければ、よい仕事ができません。逆にいえば、これがこの仕事の醍醐味です。教育とソーシャルワークの息がピタリと合い（ゴールが共有され）、子

どものウェルビーイングが変化していく瞬間に立ち会うのは大きな喜びです。そんな時は、教育への畏敬の念と同時にソーシャルワーカーであることの充実感が湧いてきます。

もうひとつ大事なことは、社会福祉の多くの制度が申請しなければ利用できないのに対して、義務教育である公立小中学校は学区に住むすべての学齢期の子どもを対象にしているということです。つまり、申請によらず、地域の子ども・家庭のさまざまな課題が学校で把握できるのです。逆に言えば、学校には「まだ申請に至っていない」、「介入がなされていない」福祉の課題があふれていることになります。したがって、スクールソーシャルワーカーの主要な役割の一つは、このような課題を抱える子ども・家庭と地域のさまざまな社会資源との橋渡しをすることです。

4 課題

勤務日数に自治体によるばらつきがあり、雇用也非常勤が多く、十分なサービスがいきわたらない点が課題です。また、個人によって得意不得意があるといわれます。

文部科学省は、スクールソーシャルワーカーには社会福祉士・精神保健福祉士等の資格所持者が「望ましい」としながらも、それを要件としていません^{注7)}。このため、有資格者と無資格者が混在し、実践にばらつきが生じている現状があります。また、有資格者であっても、スクールソーシャルワーカーとして一定の役割を果たせるようになるための再教育とスーパービジョンは重要です。適材を育成し、採用するシステムを地域で作ること、そして長く従事できるための身分保障、待遇保障への取り組みが今後は必要だと思います。

注1) 「子どもの貧困対策大綱」(平成26年8月29日閣議決定)

「子どもの貧困対策会議(第2回)資料3「大綱をふまえた平成27年度概算要求について」より
http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kaigi/k_2/pdf/s3-1.pdf

注2) 不登校は2007年度をピークに減少傾向、暴力行為も2009年度をピークに減少傾向にある。

(文部科学省「平成24年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果より
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/03/1345890.htm)

注3) 文部科学省「生徒指導提要 平成22年3月」より

注4) 文部科学省「平成24年度スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」及び「子どもの貧困対策大綱」8pより

注5) 「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日 文部科学大臣決定)第22条より

注6) 文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」(平成25年4月1日 初等中等教育局長決定)より

注7) 注6)の「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」より

「被災地視察ツアー」報告

東日本大震災の現地での被害状況を知るため、去る7月12日に福島県いわき市および楢葉町への視察ツアーを実施しました。当日は会員40人が海老名市に集合。貸し切りバスで常磐自動車道でいわき市へと向かいました。小名浜港近くにある店舗では津波の高さが示されており、展示の被災時の写真などにより被害の様子を改めて認識しました。その後、大熊町社会福祉協議会いわき連絡所の吉田利孝所長がバスに同乗し、被災当時から現在までの状況についての説明を受けながら海岸に沿って楢葉町まで北上しました。

途中の沿岸部は津波の影響で家屋が多数流されており、点々と残る土台と伸び放題の雑草などの風景を目当たりにして、思わず言葉を失った参加者もいました。さらに、楢葉町には県内の除染作業で出た汚染廃棄物が黒いシートに包まれ保管されており、その異様ともいえる光景が広がっていました。県内各地の汚染廃棄物の保管と処理は福島の復興を左右する大きな課題となっています。

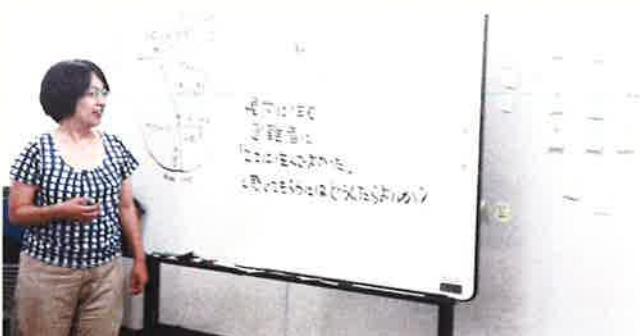
視察から3週間後の8月2日には、参加者が集まって振り返りワークショップを実施しました。それぞれが社会福祉士として「放射能への不安を軽くするにはどうすればいいか」「神奈川にいてもふるさとの福島を感じてもらうにはどうすればいいか」「避難者の不安を軽減するためには」といった課題を出した後、「スピードストーミング」や「アイデアスケッチ」で具体的なアクションの洗い出しを行ってきました。ふだんとは一味違った演習型の研修に参加者らの熱気を感じたワークになりました。福島へ入ったのは今回が初めてという「かながわ避難者見守り隊」の伊藤誠さんは、「震災は決して終わっていません。忘れてはいけない。神奈川だからこそできる支援を考えていきたい」と話していました。



津波の影響がいまなお残る太平洋沿岸部



大熊町社協の吉田所長の説明に聞き入る参加者たち



バスツアー振り返り～神奈川でできる支援を考える～



神奈川県社会福祉士会では、東日本大震災「かながわ避難者見守り隊」として県内の避難者の支援を続けています。県内の公営住宅等には768世帯1910人、社会福祉施設等36施設には46人がそれぞれ避難しています（9月1日現在）。先行きが見えない不安と長引く避難生活でストレスを抱えている人も少なくありません。視察ツアーは現地の状況を知ることで避難者を正しく理解し、支援活動の継続の重要性を認識する機会となりました。今後も機会を設けてさまざまな支援活動を続けていく予定です。

<理事会報告>

平成26年度臨時理事会（平成26年9月5日（金）19時～21時開催）について

神奈川県社会福祉会館2階第1会議室にて開催。出席については理事：山下 康 小島操子 吉田勝利 山崎智美 佐藤雅美 内藤美幸 平岡祐二 菅野善也 尾形淳子 中西一郎 瀬戸知樹 井上康子 鈴木眞理子 松下圭一 別府政行 浅見尚孝 一色茂雄 以上17名、監事：江原伸弘、オブザーバー：小塙和宏、事務局：菅野美和子

欠席は理事：石橋正道1名（尚本臨時理事会は協議事項のみのため書面表決はなし）ほか監事：齊藤 学、オブザーバー：本多洋実

議長に山下会長を選任、理事のうち出席17名、1名の欠席により、理事会の成立を確認。議事録署名人に山崎理事、別府理事を選任。事務局から、理事出席確認と理事会成立報告、議事資料確認、山下会長より挨拶があった。

（1）協議事項—秦野市中間的就労支援事業の受託検討に向けて協議を行った。資料1に基づき各担当理事が現況の説明。現在本会が受託している次の5つの委託事業の次年度計画と今後の展望について、各事業担当理事と担当職員とで検討した結果を報告し、新たな委託事業の受託について協議をした。

○生活困窮に関する3事業（神奈川県委託事業 生活保護社会的居場所づくり事業「かがやき」・神奈川県委託事業 生活困窮者支援事業「やどりぎ」・相模原市委託事業「はばたき」）について○神奈川県委託事業 地域生活定着支援センター事業について

○神奈川県委託事業 東日本大震災避難者支援事業「見守り隊」について

受託事業を検討するにあたって会計担当理事より参考として意見があった。受託事業の予算については余りを出すことなく精算することが必要になること、また収益事業については、現在収益1の事業が停止している状況にあり、収益に関する事業について検討を急ぐべきであるとのことである。山下会長より今秋には補正を組むと同時に収益1の事業について来期に向けて見直しを行う。たとえば広報「かながわの風」の広告収入、あるいは寄付を募る等の方法も今後検討したいとの提案があった。以上の現況説明や今後の事業展開への展望の検討を踏まえ、秦野市中間的就労支援事業の受託について意見交換を行い、次回理事会で審議することで了承された。

（2）報告事項—①福祉サービス第三者評価事業評価機関認証更新について、了承された。

（3）その他—①支部役員連絡会（9月13日開催）②下半期の理事会日程の確認について、日程調整をした。

平成26年度第5回理事会（平成26年9月13日（土）午前10時～12時）について

ウィーリング横浜12階126にて開催。出席は理事：山下 康 小島操子 吉田勝利 山崎智美 佐藤雅美

内藤美幸 平岡祐二 菅野善也 尾形淳子 中西一郎 瀬戸知樹 鈴木眞理子 浅見尚孝 一色茂雄 以上14名、ほか監事：齊藤 学 江原伸弘、オブザーバー：本多洋実 小塙和宏、事務局：菅野美和子

欠席（書面表決）石橋正道 井上康子 松下圭一 別府政行 以上4名

議長に山下会長を選任、理事のうち出席14名、4名の欠席、理事会の成立を確認。議事録署名人に佐藤理事、浅見理事を選任。事務局から、理事出席確認と理事会成立報告、議事資料確認。山下会長より挨拶があった。

（1）審議事項

第1号議案 入退会について

第2号議案 神奈川県社会福祉協議会委託介護支援専門員受講試験書類審査業務委託期間の延長について

1・2号議案については承認された。

第3号議案 秦野市中間的就労支援事業の受託について一臨時理事会での協議を経た結果、決議をとり受託することが決まった。

第4号議案 ばあとなあ神奈川後見人候補者名簿登録状況について一登録について承認された。

第5号議案 公社神奈川県社会福祉士会講師及び研修に関わる謝金支払基準について一資料の通り承認された。

第6号議案 公社神奈川県社会福祉士会福祉関係者・弁護士との連携事業」実施要項（案）について

資料案で承認されたが「要項」「要領」等の名称については検討する。

第7号議案 広島県土砂災害被災者支援活動支援金募集について一日本社会福祉士会で、広島県社会福祉士会の支援活動を支えるための募金口座を設定した。本会としての支援金について検討した結果、本日の理事会及び支部役員連絡会にて募金で支援することが承認された。また本会HPには日本士会募金口座を案内する。

（2）協議事項

①12月の理事会日程変更について確認を行った。②次期代議員選挙について選挙管理委員会の開催を委員長に依頼することとなった。
③福島県事業 復興支援制度を活用した県外避難者支援事業の取り組みについて災害担当理事で検討後、理事会で再度検討することとなった。

（3）報告事項 以下について各資料により報告があった。

①各事業部・支部2ヵ月報告について（6月・7月分）②福祉サービス第三者評価事業認証更新と契約書様式の変更について⇒9月5日臨時理事会で報告済み③司法福祉ネットワーク委員会現況について④各委託事業について⑤会計7月分までの進捗状況について
⑥8月末現在までの本会推薦・後援状況について⑦第4回理事会議事録について

横浜市西部児童相談所 畑岡 真紀

皆さんは、「児童相談所」というとどのようなイメージを持たれるでしょうか。各種メディアでは、各地で起こっている児童虐待事件や、「全国の児童相談所が対応した児童虐待対応件数は73,000件を超え、過去最高…」というフレーズで報道されることが多いので、近年は児童相談所＝児童虐待対応、というイメージが強いかと思います。

児童相談所は児童福祉法に規定される都道府県（政令市・中核市等の児童相談所設置市含む）に必置の行政機関です。冒頭に書いた児童虐待対応はもちろん、児童相談所の中核ともいえる業務ですが、その他にも18歳未満の児童に関するあらゆる相談を受ける機関として位置付けられています。相談の内容としては、「養護相談」（保護者が子どもを養育できない、虐待相談も含まれます。）、「障害相談」、

「非行相談」（家出・放浪・性的逸脱行為等のぐ犯相談、触法行為のあった少年に関する相談等）、「育成相談」（子どもの発達上問題となること、家庭内乱暴等の相談、しつけに関する相談）などの案件に対応しています。

統計的な相談内容の分類としては上記のような種別ですが、実際に対応する事例は複雑多岐にわたり、非行の背景に過去の虐待の影響があったり、何世代にもわたる家族の根深い問題が絡んでいることも少なくありません。

児童相談所で働く職員は、児童福祉司（ソーシャルワーカー）以外にも、児童心理司、医師、保育士等々多職種にわたります。児童福祉司は社会福祉士が任用資格という訳ではありませんが、社会福祉士資格所有者も多く働いています。児童相談所の現場は、まさにソーシャルワークで勝負、といった感があり、他機関との連携は必須ですし、特に児童虐待ケースでは、支援を求める対象者に介入し、支援を展開していくなければならないという「介入と支援」という、相反する役割

を担う必要があり、現場のソーシャルワーカーは日々悩み

ながら業務にあたっています。自分では権利の主張の

難しい子どもの代弁者となり、「子どもの最善の

利益」を考えることがソーシャルワーカーには

求められています。だからこそ、子どもや家族

に少しでも変化がみられたり、子どもの

成長を感じることを喜びとして、皆がんばっ

ている…という現状です。そして、職場や

他の機関の仲間の支えが一番の力になって

いるというのが最近行った調査でも明らか

になっています。社会福祉士会の活動も

そうした支えのひとつであり、つながりを

大切にしていきたいと感じています。



あなたの街の 社会福祉士

第5回 湘南西支部 ●平塚市 ●伊勢原市 ●秦野市 ●大磯町 ●二宮町

伊藤 倫博 支部長からのメッセージ

最近では、「社会福祉士」が少しでも市民の皆さんに理解していただけるよう地域のイベントに参加する機会が増えてきました。これまでの支部活動が会員相互の情報交換や研鑽の場であったものが、徐々にはありますが市民の皆さんを巻き込んだ活動に変わりつつあるのではないかでしょうか。

社会福祉を「よりよく生きることができる関係づくり」とするならば、市民の皆さんに少しでも社会福祉士の仕事や支部会の活動を認めていただけるようになることが大切であると思っています。身近なところで社会福祉士が活躍していくことを願って、これからも支部活動を盛り上げていきたいと思います。

今年度の活動紹介

定例会

“福祉の現状を学び、市民とともに歩む”支部活動を目指しています。

主な活動は、①年1回の全体会と毎月1回の定例会 ②年2回の施設等見学会 ③年2回の市民向け公開講座 ④平塚市男女共同参画推進事業の団体登録による共催事業 ⑤地域の福祉大会への参加 ⑥市民活動まつりへの参加など。支部活動内容の打合せのみならず、“マイワーク紹介”にて、様々な福祉の現場で働く仲間から、最新の福祉課題を学び、考えを深める場を設けています。

なるほど講座

社会福祉士の活動を広く市民の方々に知ってもらうため、平塚市と共に、平成18年より毎年市民向けの講座を開催しています。遺言書作成、リラックス法、子育てについてなど、暮らしに役立つ幅広い分野をテーマにしています。

ひらつか市民活動センターまつり

他の市民活動団体と共に、日頃の活動の発表や展示、チラシの配布などをし、支部活動を紹介。団体間の交流の場があることで、つながりがより深くなりました。活動内容・詳細はFacebook “ひらつか市民活動センターまつり”をご覧下さい。



東北きずなサロンin秦野

月1回程度、地域のネットワークづくりを目的に、避難者を対象とした相談会“東北きずなサロン”を開催しています。

相談会を通じ、同郷の皆さんとお茶をしながらゆっくりお話できる場の提供やお手伝いをしました。相談会では講座の開催や個別相談会も実施しています。



～公開講座＆研修会～

お申込み
お問い合わせ

電話：045-317-2045

FAX：045-317-2046 e-mail：web@kacsw.or.jp

公益社団法人神奈川県社会福祉士会 事務局 までお願いします。

月	日	開始時間	終了時間	研修・講座等	概要	場所	主催	対象	費用
2	11	午後(詳細未定)	午後(詳細未定)	コミュニケーションソーシャルワーク実践講座 地域向け報告会	コミュニケーションソーシャルワーク実践 講座受講生によるインタビュー 分析結果の発表	下野庭町内会館 (予定)	横浜支部	一般	無料
2	21	時間未定	時間未定	たまひよくらぶ	社会福祉士国家試験受験者を中心とした交流、情報交換	場所未定	横浜支部	社会福祉士を目指している方、社会福祉士取得後おもね3年未満の方	未定

ソーシャルワーク実践を伝える社会福祉士実習プログラムとは？

～12月6日(土)開催 実習指導者フォローアップ研修会で検討会報告～

神奈川県社会福祉士会では、平成20(2008)年度から実習指導者講習会を、翌年度からはフォローアップ研修会を毎年開催してきました。これまでの実績から、ソーシャルワーク実践を伝える実習プログラムの構築や、その指導方法に難しさがあることがわかりました。そこで今年度は障害領域を対象に、社会福祉士実習における「ソーシャルワーク実習」のプログラム作成を目的に、検討会を設置しました。検討会ではプログラムの作成過程に重点を置き、現場の実態に即した「ソーシャルワーク実習」のプログラムを、実習指導者が自ら作成できるようにする方法を検討しました。

第1回検討会

5月17日

実際に実習内容を書き出し、厚生労働省シラバス及び社養協ガイドライン中項目と照合

第2回検討会

7月12日

実際に実習内容を、事前学習・職場実習・職種実習・ソーシャルワーク実習に分類

第3回検討会

9月20日・10月4日

ソーシャルワーク実習プログラムの作成

検討を通して、「実習プログラムのねらいを意識することが重要」「実践を言語化して伝えることが必要」といった気付きがありました。一連の検討過程とその成果を12月6日のフォローアップ研修会で報告します。

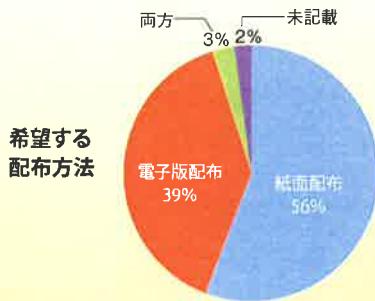
広報に関するアンケートのお礼とご報告

広報委員長 日向 明

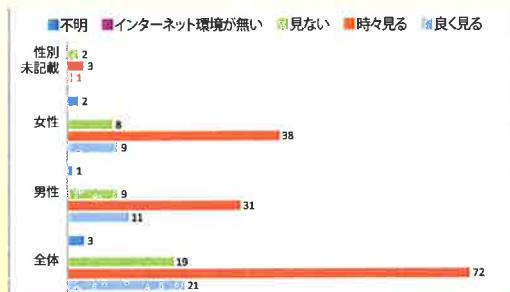
かながわの風「第4号」に同封させて頂きましたアンケートにご協力頂きましてありがとうございました。

様々な角度から比較検討した結果、広報紙の配布方法については、紙面配布が6割、PDF等の電子版配布が4割という結果が出て参りました。また、ホームページに関しては、回答頂いた方の8割が「よく見る」あるいは「ときどき見る」とのご判断を頂きました。この結果を持ちまして、広報委員会では、「かながわの風」とホームページをリンクさせながら、より、スピーディな情報提供を目指していく方向でホームページの変更や、活用される紙面づくりをどのようにしていくか、検討を続けております。体制の整備には課題も多くありますが、皆さまのお力を頂きながら、作業を進めて参ります。

今後ともご協力をお願い致します。



県士会HPを見ますか



掲載後記

今号は、特集記事“スクールソーシャルワーカー”はいかがでしたでしょうか。

スクールカウンセラーという心理カウンセリングをもとに問題解決を図るのとは異なり、スクールソーシャルワーカーは、生徒と生徒を取り巻く環境に働きかけ、関係調整や仲介、連携、代弁=権利擁護などをします。教育と社会福祉の連携と総合化のために、社会福祉士を教育機関や学

校に配置する動きがあります。義務教育段階のみならず、大学生を対象にした“キャンパススクールソーシャルワーク”的実践や研究を始めている大学もあるそうです。社会変化の激しい今日。児童・障がい・高齢など縦割り援助ではなく、横の繋がりの必要性が強く求められているのを感じています。

今年も残すところあと1ヶ月半。体調管理は万全に、残りの月日を過ごしましょう。
(湘南西支部：片倉)